

「被災者追い出し裁判」の 充実した審理と公正な判決を求める要請書

大阪高等裁判所 裁判長 殿

【要請の趣旨】

貴裁判所に係属している「被災者追い出し裁判」は、第1審の神戸地方裁判所では、実質的には3回しか入居者側の主張・立証を許さないまま結審し、その後に行った弁論再開申立も認めないとの判断を行い、神戸市が借上げ復興住宅の入居者を追い出すことを認める判決を行いました。

現在、79歳の要介護状態にある入居者が、15年にわたって築き上げてきた「終の棲家」となる部屋から追い出されれば、これまでの健康な生活が脅かされることになることは、すでに転居した入居者が健康を害し、亡くなっていることから明らかです。他方、神戸市は、入居当時に平成28年10月に明渡しをしなければならない住宅であることを入居者に承知させる政策を採っておりませんでした。

ぜひ、控訴審では、神戸市の借上げ復興住宅に関する政策が変遷したことや現在の控訴人の生活状況に関する審理を控訴人の尋問なども含め丁寧に行ってください。そして、貴裁判所において、充実した審理をふまえ、神戸市の政策変更に伴う借上げ復興住宅からの「被災者追い出し」を許さず、入居者の現在の生活を守るため、継続入居を認める判断を行ってください。

【要請の項目】

控訴審において、神戸市の借上げ復興住宅に関する政策が変遷したことや現在の控訴人の生活状況に関する審理を丁寧に行ってください。

控訴審において、充実した審理をふまえ、控訴人の現在の生活を守るため、継続入居を認める判断を行ってください。

名前	住所

* 個人情報 は 署名集約者・送付先において適切に管理し、署名提出以外の目的には使用しません。

署名集約者

阪神・淡路大震災救援・復興兵庫県民会議 被災地と被災者を考える懇談会
一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会 兵庫県震災復興研究センター
ひょうご震災復興借り上げ住宅協議会

署名送付先

借上げ復興住宅弁護団 神戸市中央区中町通2-1-18 JR神戸駅NKビル10階
弁護士法人神戸あじさい法律事務所 078-382-0121